

令和7年度目黒区特別職報酬等審議会（第1回）次第

令和7年10月23日(木) 午後4時～

総合庁舎4階 特別会議室

○ はじめに

- 1 区長あいさつ
- 2 委員のご紹介
- 3 区側出席職員の紹介
- 4 審議会の進め方について

○ 審議会

- 1 開会宣言、会長ごあいさつ
- 2 諮問
＝区長・副区長退席＝
- 3 傍聴・資料等の取扱い（説明）
（傍聴者あれば入場）
- 4 資料の内容説明
- 5 審議（質疑応答）
- 6 今後の進め方
- 7 閉会

終 了

【今後の予定】

第2回 審議会 11月7日（金） 午前10時～

第3回 審議会 11月21日（金） 午前11時～

目黒区総合庁舎4階 特別会議室にて開催

目黒区特別職報酬等審議会委員名簿

令和7年10月23日現在

職	選出団体名	氏 名	備 考
会長	目黒区法曹会	さいとう ゆういち 齋藤 祐一	
会長職務代理者	連合目黒地区協議会	しょうじま たけひこ 荘島 猛彦	
委員	目黒区町会連合会	いまい たかし 今井 孝志	
委員	目黒区納税貯蓄組合連合会	おかだ ひろみ 岡田 浩美	
委員	目黒法人会	おがわ かつよ 小川 加津代	
委員	目黒区住区住民会議連絡協議会	きたざわ なおふみ 北澤 尚文	
委員	目黒女性団体連絡会	さいとう ますみ 齊藤 眞澄	
委員	目黒区立中学校PTA連合会	ほりうち かずしげ 堀内 一成	
委員	目黒区民生児童委員協議会	まつぎき ひろこ 松崎 ひろ子	
委員	目黒区商店街連合会	よだ えつこ 依田 悦子	

(氏名50音順・敬称略)

(写)

目総総第2517号

令和7年10月23日

目黒区特別職報酬等審議会会長 宛て

目 黒 区 長

区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額等について

区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額について、目黒区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、諮問します。

以 上

特別職報酬等審議会 資料 1

1	令和 7 年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要	1
2	これまでの当審議会における審議の方向等について	7
3	令和 6 年度目黒区特別職報酬等審議会の答申（概要）について	8

令和 7 年 1 0 月

令和7年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和7年10月14日(火)

特別区人事委員会

若年層に重点を置きつつ、それ以外の職員も 昨年を大幅に上回る引上げ改定

- 公民較差：14,860円(3.80%)
- 月例給：若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ
【初任給】Ⅰ類：12,000円増 Ⅲ類：18,300円増
- 特別給(期末手当・勤勉手当)：年間の支給月数を0.05月引上げ
(現行4.85月→4.9月) 期末手当及び勤勉手当に均等に配分
- 職員の平均年間給与：約27万6千円の増(公民比較対象職員)
- 管理職の給料月額を見直し

職員の給与に関する報告・勧告

I 職員と民間従業員との給与の比較

1 職員給与等実態調査の内容(令和7年4月)

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与月額	平均年齢
57,493人	33,490人	391,462円	38.6歳

2 民間給与実態調査の内容(令和7年4月)

区分	内容
調査対象規模	企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,162民間事業所を調査(調査完了704事業所)

3 公民比較の結果

○月例給

民間従業員	職員	差
406,322円	391,462円	14,860円(3.80%)

(注) 民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない。

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.92月分	4.85月	0.07月

4 公民比較方法の見直し

公民比較方法については、各特別区における厳しい採用環境を踏まえ、有為な人材を確保するため、公務の職務・職責を重視し、大都市に相応しい、より規模の大きな企業と比較する必要がある。本年の人事院勧告を踏まえ、本委員会においても、公民比較の対象企業規模を月例給・特別給ともに100人以上とする。

5 本年の公民較差算出

本年の勧告に関しては、差額支給者を公民比較対象職員から除外して公民較差を算出する、一時的、特例的な措置を執り公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差 14,860 円 (3.80%) を解消するため、月例給を引き上げることとし、給料表を改定することが適当であると判断した。差額支給者を除外しない場合の公民較差は 14,587 円 (3.72%) である。

6 公民較差算出における差額支給者の取扱い

令和元年の勧告以降、差額支給者を特例的に公民比較対象職員から除外し公民較差を算出してきたが、令和 7 年には、公民比較対象職員に占める差額支給者の割合が約 1% まで減少している。こうした状況を踏まえ、今回の勧告において執った措置は、常態的に執られるべきものではなく、本年を最後の実施とする。

II 公民較差に基づく給与改定について

1 給料表

(1) 行政職給料表 (一)

- ・初任給について、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて引上げ
- ・若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額引上げ

	現行給料月額	改定後給料月額	改定額
I 類	220,000 円	232,000 円	12,000 円
III 類	182,000 円	200,300 円	18,300 円

(2) その他の給料表等

- ・その他の給料表は、行政職給料表 (一) との均衡を考慮した改定
- ・定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ

2 特別給 (期末手当・勤勉手当)

- ・民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.05 月引上げ (現行 4.85 月→4.9 月)
- ・支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

3 実施時期

- ・月例給：令和 7 年 4 月 1 日 特別給：条例の公布の日

(参考 1) 公民較差解消による配分

給料	諸手当	はね返り	計
12,383 円	0 円	2,477 円	14,860 円

(参考 2) 公民較差に基づく給与改定による平均年間給与の増加額 (公民比較対象職員)

改定前	改定後	差
約 6,660 千円	約 6,936 千円	約 276 千円

(参考3) モデルケースによる試算

○ケース1 係員(1級29号給、22歳)

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
264,000円	278,400円	14,400円	約4,448千円	約4,705千円	約257千円

○ケース2 係長(3級37号給、35歳)

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
383,760円	401,040円	17,280円	約6,615千円	約6,935千円	約320千円

○ケース3 課長(5級61号給、45歳)

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
627,360円	645,000円	17,640円	約10,723千円	約11,078千円	約355千円

○ケース4 部長(6級57号給、50歳)

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
753,720円	774,000円	20,280円	約13,026千円	約13,446千円	約420千円

(注) 1 「差」は、端数処理をしているため、「改定後」から「改定前」を引いた値と一致しない場合がある。

2 給与月額及び年間給与は、給料(行政職給料表(一))、地域手当(20%)及び管理職手当を基礎に算出

Ⅲ 特別区における社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)

管理職の役割の重要度が増している状況に鑑み、管理職の職務・職責をより重視した給料体系の実現、早期昇格者の処遇改善は必要である。国の改定手法を参考としつつ、特別区の実情等を考慮した上で、給与制度のアップデートを行う。

1 見直し内容

(1) 行政職給料表(一)

- ・5級(課長級)は、初号近辺の号給をカットし、給料月額を引き上げる。
- ・6級(部長級)は、初号の給料月額を引き上げつつ、給料月額を刻みの大きい簡素な号給構成とする。昇給については、勤務成績が特に良好以上の場合に限り行う。昇給の号給数は、国の内容と同様に見直す。

(2) その他の給料表

- ・医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)についても、行政職給料表(一)との均衡を基本に見直す。

2 実施時期

- ・令和8年4月1日

Ⅳ 管理職手当額の見直し

管理職の給料月額における見直しの趣旨に基づき、管理職手当額についても見直しに向けて検討が必要である。国や他の地方公共団体の状況、民間給与との均衡を考慮し、特別区の実情を踏まえ、適切な手当額の設定に向けて検討を進められたい。

人事・給与制度に関する意見

1 未来を切り拓く人材の確保と育成（P 13）

- ・多様化する区民の価値観やニーズに対して効果的な施策を展開し、持続可能な都市として更なる発展を遂げていくために、任用面と給与面が車の両輪となり、未来を切り拓く人材の確保や育成について取り組まなければならない。

2 時代に応じた採用制度の見直し（P 13）

■将来を見据えた人材確保策の検討

- ・職員のキャリア形成には、能力を最大限に発揮でき、やりがいを持って長く働き続けることができる環境の確保が必要である。
- ・専門性等のある職種では、新卒者の採用とともに経験者採用試験・選考により人材確保に取り組んでいく。
- ・公務を通じて得られるスキルや専門性を高めるための成長支援に引き続き積極的に取り組まれたい。

■採用環境を踏まえた採用制度の実施

- ・受験者にとって受験しやすい試験・選考の在り方を引き続き検討し、有為な人材の確保に取り組んでいく。
- ・I 類採用試験での内定時期の早期化は人材確保策の一つとして大変有効である。

■採用PR等の戦略的な展開

- ・確実な人材確保のためには、実際に「働く場」である各区のPR活動が重要である。
- ・新卒者向けには、実際に働く特別区職員から仕事内容や公務の魅力を伝え、内定者の定着及び採用後の離職防止を図られたい。
- ・転職者向けには、インターネットを活用するとともに公務に転職することの魅力を直接伝える対面の説明会が重要である。

■障害者の雇用促進

- ・多くの区で現在の法定雇用率を下回っている状況も踏まえ、障害者の活躍推進に関する取組をより一層推し進められたい。

3 人材の育成（P 16）

■人事評価制度の適切な運用

- ・人事評価の公平性・透明性・納得性を高めていくことが肝要である。
- ・メリハリのある人事評価を行い、任用面や給与面に適切に反映させていく仕組みについて、早急に確立されたい。

■職員の組織的かつ計画的な人材育成

- ・退職者が増加傾向にある若手・中堅職員の働きがい向上に向け、組織や職務の魅力を高める取組が必要である。
- ・主任職昇任への不安解消に向け、ジョブローテーション等による職員の能力向上のほか、主査の活用も含めた係長職全体の体制強化に取り組んでいく必要がある。
- ・職員の若年化が進む中、1級職・2級職に在籍する知識経験の豊富な職員をより上位の職で活用できるようにする必要がある。

■管理職・係長職の育成、女性活躍の推進

- ・管理職の安定的な確保のため、管理職選考の受験者確保や、種別Ⅰ類とのバランスを考慮した種別Ⅱ類（指名制）の実施が必要である。
- ・女性の活躍を引き出すことは任命権者の責務であり、昇任意欲を阻害している要因を確認し、その改善に向けた取組を行うことが必要不可欠である。
- ・管理職・係長職の個人の資質や能力だけに頼るのではなく、その働き方や業務の在り方を更に見直すなど、マネジメント体制の確立に取り組む必要がある。

■高年齢層職員の能力及び経験の活用

- ・高年齢層職員が意欲を維持し、その能力を発揮していくには、本人の意向や職務経験に配慮した人員配置を行うことが大切である。
- ・役職定年制の特例任用は、若手・中堅職員の活躍の機会を阻害することのないよう、適切に運用する必要がある。

勤務環境の整備等に関する意見

1 誰もが活躍できる勤務環境づくり（P20）

- ・誰もが活躍できる勤務環境の実現に向け、個々の職員の事情に合わせて可能な限り柔軟に働き方を選択することができる職場環境の整備を進めていく必要がある。
- ・業務プロセスの見直しやメンタルヘルス対策の推進により、職員の負担感を軽減させるとともに、職員の健康管理の徹底が求められる。
- ・仕事と生活の両立支援、ハラスメントのない職場の実現により、職員が自らの能力を最大限発揮でき、働きがいや意欲を高めることにつながる。

■職員のやりがいや意欲を高める環境づくり

（勤務環境の制度・整備等）

- ・多くの区でテレワーク利用が進んでおり、引き続き各職場の業務実態に合わせて、対象職員や利用場所の拡大等を検討するとともに、制度の適切な運用を図られたい。
- ・フレックスタイム制について、導入済の区や他の地方公共団体、民間企業の事例を参考に、課題の整理をより一層進めていく必要がある。
- ・組織の効率性・生産性を高め、区民サービスの向上に資するよう、業務の見直しを行いながら、各種制度の検討を進められたい。

（仕事と生活の両立支援）

- ・全ての職員が希望する期間の育児休業を取得できるような環境を実現するため、代替職員の弾力的な人員配置の実施や全職員に向けた情報発信等の取組を進められたい。

- ・仕事と育児・介護の両立支援制度の周知の取組の徹底を図るとともに、管理職における制度理解の促進に取り組み、組織全体で支援体制を整え、職員の不安解消に努められたい。

■魅力ある職場の基礎となる勤務環境づくり

(長時間労働の是正)

- ・超過勤務に係る要因の整理・分析・検証の結果を踏まえ、DX推進や人員配置等、様々な方策を駆使することが重要である。
- ・教職員を取り巻く環境の整備に向け、各区教育委員会による実効性の伴う対策が必要である。
- ・労働安全衛生法に定める医師による面接指導については、その確実な実施に取り組みられたい。
- ・日を単位とした年5日の年次有給休暇の確実な取得を促進されたい。

(メンタルヘルス対策の推進)

- ・メンタルヘルス対策への取組は、職場の責任者である管理職と産業保健スタッフが連携することが重要である。
- ・メンタルヘルス対策においては、管理職の役割が重要であり、対応力を向上させるための研修の定期的・計画的な実施が必要である。
- ・セルフケアは、メンタルヘルス不調の未然防止に有効であり、これを習得するための研修は重要である。

(ハラスメントの根絶)

- ・風通しの良い職場環境やハラスメントのない職場の実現に向けた取組を強力に推進する必要がある。
- ・区の外部にも相談窓口を設置するなど、相談体制の拡充に努められたい。
- ・区民等に直接行政サービスを提供する特別区では、カスタマー・ハラスメントは切実な課題であり、その根絶に積極的に取り組む必要がある。

2 区民からの信頼の確保 (P 25)

- ・不祥事に対する早期発見・早期対応の取組と併せて、再発防止策が実効的に機能するよう取り組まれたい。
- ・住民全体の奉仕者として自ら考え行動できる職員を育成することで、区民からの信頼の確保に努められたい。

■ これまでの当審議会における審議の方向等について ■

1 審議の方向について

当審議会は、特別区人事委員会から各区の区長及び議長に対し行われた「職員の給与に関する報告及び勧告」などの資料を参考とし、区長等特別職の職責の重要性とともに、区の財政状況、一般職の給与の状況、区政を取り巻く社会経済状況及び他区の特別職報酬等の状況を総合的に勘案し、区民の代表者としての立場から、慎重に審議を行うこととしている。

2 区長等の給料に対する基本的な考え方について

特別職の職責の重要性については、平成18年2月7日目黒区特別職報酬等審議会答申において、「行政機関の最高責任者及びその補佐役として、区民の複雑・多様化する要望に応えるため、社会経済状況等を見極めた高度な見識と判断が要求され、その職責は極めて重要なものとなっている。また、議員は、区民の代表者として議会を通じ区政運営に大きく関わる一方、多岐にわたる区民要望への対応など、豊かな経験と広範な知識が求められ、その職責も極めて重要なものとなっている。以上のことから、特別職の報酬等の額は、その職務と責任の度合いに相応した適正な額とする必要があると考えられる。」としている。

これを踏まえ、報酬等の考え方について、「区議会議員の報酬及び区長等の給料については、職責の重要性を踏まえつつ、一般職の給与の状況との均衡、物価や生計費その他区政を取り巻く社会経済状況、他区の状況等を総合的に考慮する必要がある。」としている。

3 地域手当について

区長等常勤の特別職に支給される地域手当は、条例上職員の例により支給されており、平成21年11月25日目黒区特別職報酬等審議会答申において、「区長、副区長の地域手当は、〈中略〉今後も従来どおり職員に準じることが妥当である。」としている。

4 期末手当の支給率について

区長等常勤の特別職に支給される期末手当は、条例上職員の例により支給されており、平成17年度までは同率であったが、一般職員については勤勉手当の割合を増加し期末手当を縮小することとされたため、「特別職の期末手当の支給率については、一般職の職員の例とは切り離し、独立した支給率を設定することが妥当であると判断する。」（平成18年2月7日目黒区特別職報酬等審議会答申）とし、平成18年度以後、現行の取扱いとされている。

以 上

令和6年度目黒区特別職報酬等審議会答申（概要）について

1 審議結果

議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給料月額、令和6年の特別区人事委員会勧告が初任給及び若年層に重点を置きつつ職員の月例給引上げを勧告するものであることから、部長級職員の改定率0.90%を月例給に反映し、同率の増額改定とすることが適当である。

また、特別給の支給月数については、一般職員の年間給与改定額との均衡を確保する観点等から、令和6年の特別区人事委員会勧告に基づく一般職員の期末・勤勉手当の引上げ月数に準拠して、年間0.20月分引上げ、議員にあっては3.75月に、区長等特別職にあっては3.80月に引き上げることが適当である。

2 改定内容

議員報酬月額、区長、副区長及び教育長の給料月額並びに期末手当の支給月数を、次の額・月数に改めることが妥当である。

議長	報酬月額	913,000円
副議長	//	798,000円
委員長	//	664,000円
副委員長	//	634,000円
議員	//	603,000円
区長	給料月額	1,068,000円
副区長	//	854,000円
教育長	//	747,000円

期末手当	年間支給月数	議員	3.75月
		区長等	3.80月

3 実施の時期

施行時期については、これまでどおり条例改正直後の月初めの日からとすることが適当である。

特別職報酬等審議会 資料2 (参考資料)

○ 23区の特別職給与年額及び議員報酬年額等一覧	1
○ 23区の特別職給料月額及び議員報酬月額等一覧	2
○ 平成18年度以後の地域手当の取扱いと給料月額改定の経過	3
○ 給料等の改定経過	4
○ 23区特別職等の期末手当支給月数	5
○ 令和7年度目黒区一般会計歳入・歳出予算	6
○ 令和6年度～令和8年度の収支（見通し）	7

令和7年10月

23区の特別職給与年額及び議員報酬年額等一覧

(令和7年6月1日現在世田谷区調べ)

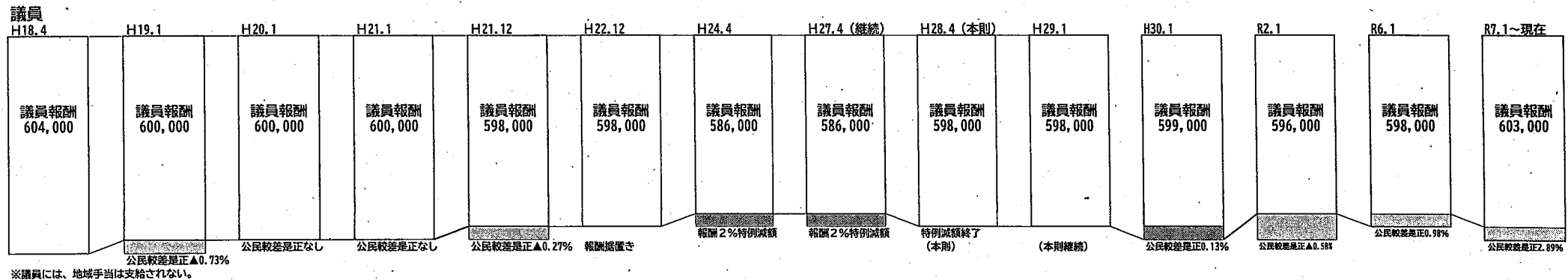
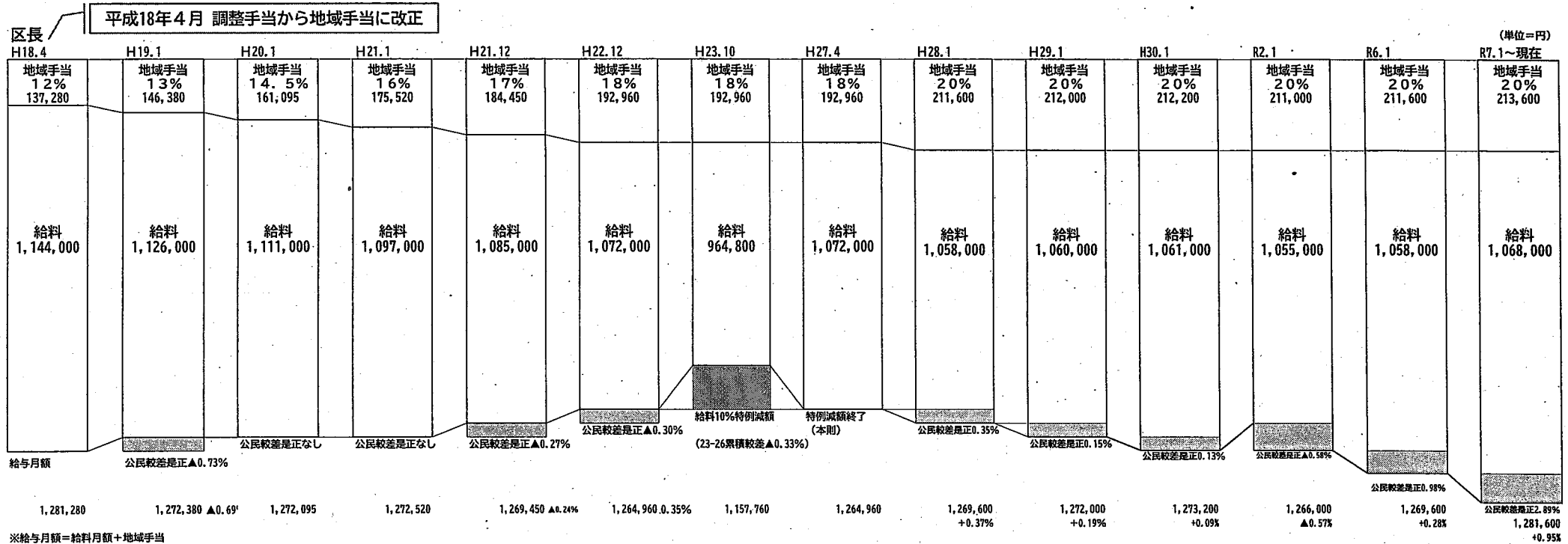
	区名	区長		副区長		教育長		常勤代表監査委員		常勤監査委員		議長		副議長		委員長		副委員長		議員	
		年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位	年収額	順位
1	千代田	23,607,450	1	18,849,780	1	16,678,980	5	0	10	0	18	16,986,510	3	14,833,800	1	12,482,100	1	11,903,220	1	11,342,430	1
2	中央	22,601,970	11	18,116,527	12	16,174,777	13	0	10	0	18	16,391,250	13	13,915,125	15	11,543,625	17	11,177,437	15	10,776,375	15
3	港	23,030,379	5	18,518,733	5	17,207,208	1	0	10	13,766,490	4	16,635,564	9	14,379,741	4	11,977,389	6	11,478,105	5	11,257,407	3
4	新宿	22,744,918	9	18,237,426	10	16,728,642	4	13,993,971	3	13,597,915	5	16,365,375	14	13,965,120	12	11,497,725	20	10,977,390	22	10,692,045	17
5	文京	21,872,844	21	17,702,160	19	16,176,468	12	0	10	0	18	15,937,805	21	13,660,000	23	11,209,737	23	10,741,882	23	10,357,695	23
6	台東	22,991,685	6	18,477,245	6	15,840,492	16	0	10	0	18	16,688,850	8	14,320,110	7	11,879,590	10	11,377,130	11	10,964,395	11
7	墨田	23,059,046	4	18,623,859	2	17,191,254	2	0	10	12,795,317	11	16,727,074	7	14,365,190	5	11,879,924	9	11,456,900	7	11,122,006	7
8	江東	22,300,064	17	17,809,212	17	15,592,698	20	0	10	12,277,563	15	15,991,668	19	13,776,372	21	11,612,997	14	11,059,173	17	10,557,270	21
9	品川	17,865,787	23	17,951,084	15	15,605,424	19	0	10	13,259,764	7	16,155,088	16	13,787,532	20	11,419,976	22	10,984,763	21	10,601,776	20
10	目黒	22,237,896	18	17,781,988	18	15,554,034	21	13,221,970	4	12,805,530	10	15,920,437	22	13,915,125	15	11,578,500	16	11,055,375	18	10,514,812	22
11	大田	23,138,350	3	18,568,495	3	16,612,250	7	12,525,517	8	12,525,517	13	17,028,236	1	14,364,743	6	12,063,630	4	11,570,793	4	11,226,532	4
12	世田谷	22,642,866	10	17,628,932	20	16,457,456	11	14,232,841	2	13,806,261	2	16,814,465	6	14,235,768	8	12,037,506	5	11,457,882	6	11,151,023	6
13	渋谷	22,438,366	14	18,339,414	9	16,463,724	10	0	10	0	18	16,967,667	4	14,155,830	10	11,880,102	8	11,455,227	8	11,265,583	2
14	中野	22,399,859	15	17,982,237	14	15,762,798	17	0	10	13,769,967	3	16,473,794	11	13,958,877	14	11,960,351	7	11,420,405	10	10,875,023	13
15	杉並	23,144,490	2	18,546,498	4	15,896,117	15	14,296,815	1	13,905,234	1	15,348,812	23	13,889,812	17	11,536,932	18	11,055,338	19	10,682,148	18
16	豊島	22,536,353	13	17,929,157	16	15,683,213	18	0	10	13,296,498	6	16,104,909	17	14,060,295	11	11,604,614	15	11,222,142	14	10,878,990	12
17	北	22,933,580	7	18,368,574	8	16,821,248	3	12,226,967	9	12,694,388	12	16,584,076	10	14,235,182	9	11,834,879	12	11,349,145	12	11,044,232	9
18	荒川	22,891,808	8	18,377,368	7	16,619,532	6	0	10	0	18	17,004,404	2	14,546,594	2	12,088,784	3	11,579,016	3	11,160,278	5
19	板橋	22,572,164	12	18,089,054	13	16,601,210	8	13,214,406	5	12,822,868	9	16,246,230	15	13,960,504	13	11,516,536	19	11,059,392	16	10,707,742	16
20	練馬	21,994,062	19	17,587,992	21	16,505,096	9	0	10	12,135,313	16	15,991,428	20	13,793,019	19	11,879,396	11	11,334,135	13	10,806,239	14
21	足立	20,986,004	22	16,824,986	23	14,508,121	23	0	10	12,020,070	17	16,927,800	5	14,489,200	3	12,139,600	2	11,587,800	2	11,036,000	10
22	葛飾	22,346,424	16	18,231,532	11	16,065,799	14	13,171,593	6	13,171,593	8	16,428,436	12	13,793,520	18	11,777,544	13	11,423,864	9	11,070,184	8
23	江戸川	21,873,712	20	17,428,851	22	15,116,394	22	12,780,980	7	12,405,069	14	16,019,831	18	13,749,468	22	11,486,081	21	11,013,525	20	10,631,643	19
	平均	22,356,960		18,085,700		16,167,954		13,296,118		13,003,256		16,423,466		14,093,519		11,777,718		11,293,045		10,900,949	

23区の特別職給料月額及び議員報酬月額等一覧

(令和7年6月1日現在世田谷区調べ)

	区名	区長		副区長		教育長		常勤代表 監査委員		常勤監査委員		議長		副議長		委員長		副委員長		議員	
		給料月額	順位	給料月額	順位	給料月額	順位	給料月額	順位	給料月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位
1	千代田	1,305,000	1	1,042,000	1	922,000	3	0	10	0	18	939,000	6	820,000	2	690,000	1	658,000	1	627,000	3
2	中央	1,164,000	8	933,000	8	833,000	11	0	10	0	18	940,000	4	798,000	8	662,000	14	641,000	7	618,000	11
3	港	1,273,100	2	1,023,700	3	951,200	1	0	10	761,000	2	919,600	18	794,900	12	662,100	13	634,500	13	622,300	6
4	新宿	1,206,000	5	967,000	5	887,000	5	742,000	1	721,000	3	975,000	1	832,000	1	685,000	2	654,000	2	637,000	1
5	文京	1,270,200	3	1,028,000	2	939,400	2	0	10	0	18	933,400	10	800,000	6	656,500	18	629,100	19	606,600	20
6	台東	1,151,000	14	925,000	12	793,000	17	0	10	0	18	930,000	12	798,000	8	662,000	14	634,000	14	611,000	14
7	墨田	1,175,000	6	949,000	6	876,000	6	0	10	652,000	9	949,000	3	815,000	3	674,000	5	650,000	5	631,000	2
8	江東	1,157,000	11	924,000	13	809,000	15	0	10	637,000	12	924,000	15	796,000	11	671,000	6	639,000	9	610,000	15
9	品川	921,600	23	926,000	10	805,000	16	0	10	684,000	4	928,000	14	792,000	17	656,000	19	631,000	17	609,000	17
10	目黒	1,068,000	20	854,000	21	747,000	21	635,000	7	615,000	17	913,000	20	798,000	8	664,000	11	634,000	14	603,000	21
11	大田	1,168,600	7	937,800	7	839,000	10	632,600	9	632,600	14	939,800	5	792,800	16	665,800	10	638,600	10	619,600	10
12	世田谷	1,061,600	21	817,100	23	771,600	19	667,300	6	647,300	10	937,000	7	793,300	15	670,800	7	638,500	11	621,400	8
13	渋谷	1,123,300	17	918,100	17	824,200	13	0	10	0	18	930,500	11	776,300	22	651,500	21	628,200	21	617,800	12
14	中野	1,264,600	4	1,015,200	4	889,900	4	0	10	808,500	1	909,200	21	770,400	23	660,100	16	630,300	18	600,200	23
15	杉並	1,123,000	18	899,900	19	771,300	20	693,700	2	674,700	5	863,700	23	781,600	20	649,200	23	622,100	23	601,100	22
16	豊島	1,048,300	22	840,600	22	735,300	23	0	10	623,400	15	901,100	22	786,700	19	649,300	22	627,900	22	608,700	19
17	北	1,162,000	9	930,700	9	852,300	8	634,900	8	643,200	11	935,500	8	803,000	5	667,600	8	640,200	8	623,000	5
18	荒川	1,146,000	15	920,000	16	832,000	12	0	10	0	18	934,000	9	799,000	7	664,000	11	636,000	12	613,000	13
19	板橋	1,153,000	12	924,000	13	848,000	9	675,000	4	655,000	8	924,000	15	794,000	14	655,000	20	629,000	20	609,000	17
20	練馬	1,151,600	13	920,900	15	864,200	7	0	10	635,400	13	920,900	17	794,300	13	684,100	3	652,700	3	622,300	6
21	足立	1,078,800	19	864,900	20	745,800	22	0	10	617,900	16	951,000	2	814,000	4	682,000	4	651,000	4	620,000	9
22	葛飾	1,135,000	16	926,000	10	816,000	14	669,000	5	669,000	6	929,000	13	780,000	21	666,000	9	646,000	6	626,000	4
23	江戸川	1,158,700	10	905,500	18	783,500	18	680,000	3	660,000	7	918,700	19	788,500	18	658,700	17	631,600	16	609,700	16
	平均	1,150,670		930,104		831,987		669,944		666,882		928,061		796,426		665,509		638,117		615,943	

平成18年度以後の地域手当の取扱いと給料月額改定の経過



給料等の改定経過

		H22.12～H23.9		H23.10～H27.3 (特例)		H27.4～H27.12		H28.1～H29.12		H29.1～H29.12		H30.1～R1.12		R2.1～R5.12		R6.1～R6.12		R7.1～現在 (本則)	
		月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比
区 長	給料月額	1,072,000	98.8	964,800	90.0	1,072,000	111.1	1,058,000	98.7	1,060,000	100.2	1,061,000	100.1	1,055,000	99.4	1,058,000	100.3	1,068,000	100.9
	地域手当	192,960	104.6	192,960	100.0	192,960	100.0	211,600	109.7	212,000	100.2	212,200	100.1	211,000	99.4	211,600	100.3	213,600	100.9
	合計給与	1,264,960	99.6	1,157,760	91.5	1,264,960	109.3	1,269,600	100.4	1,272,000	100.2	1,273,200	100.1	1,266,000	99.4	1,269,600	100.3	1,281,600	100.9
	前額差額	△ 4,490		△ 107,200		107,200		4,640		2,400		1,200		△ 7,200		3,600		12,000	
副 区 長	給料月額	858,000	98.8	772,200	90.0	858,000	111.1	846,000	98.6	848,000	100.2	849,000	100.1	844,000	99.4	847,000	100.4	854,000	100.8
	地域手当	154,440	104.7	154,440	100.0	154,440	100.0	169,200	109.6	169,600	100.2	169,800	100.1	168,800	99.4	169,400	100.4	170,800	100.8
	合計給与	1,012,440	99.7	926,640	91.5	1,012,440	109.3	1,015,200	100.3	1,017,600	100.2	1,018,800	100.1	1,012,800	99.4	1,016,400	100.4	1,024,800	100.8
	前額差額	△ 3,120		△ 85,800		85,800		2,760		2,400		1,200		△ 6,000		3,600		8,400	
教 育 長	給料月額	751,000	98.9	675,900	90.0	751,000	111.1	740,000	98.5	742,000	100.3	743,000	100.1	738,000	99.3	741,000	100.4	747,000	100.8
	地域手当	135,180	104.8	135,180	100.0	135,180	100.0	148,000	109.5	148,400	100.3	148,600	100.1	147,600	99.3	148,200	100.4	149,400	100.8
	合計給与	886,180	99.8	811,080	91.5	886,180	109.3	888,000	100.2	890,400	100.3	891,600	100.1	885,600	99.3	889,200	100.4	896,400	100.8
	前額差額	△ 1,850		△ 75,100		75,100		1,820		2,400		1,200		△ 6,000		3,600		7,200	

地域手当率

H22.12=18.0%

H28.1=20.0%

		H22.12～H24.3		H24.4～H27.3 (特例)		H27.4～H28.3 (特例)		H28.1～H29.12		H29.1～H29.12		H30.1～R1.12		R2.1～R5.12		R6.1～R6.12		R7.1～現在 (本則)	
		月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比
議 長	議員報酬	同額	100.0	874,000	96.5	同額	100.0	906,000	103.7	同額	100.0	907,000	100.1	902,000	99.4	905,000	100.3	913,000	100.9
	(前額差額)	—		(△32,000)		—		(32,000)		—		(1,000)		(△5,000)		(3,000)		(8,000)	
副 議 長	議員報酬	同額	100.0	752,000	94.8	同額	100.0	793,000	105.5	同額	100.0	794,000	100.1	789,000	99.4	791,000	100.3	798,000	100.9
	(前額差額)	—		(△41,000)		—		(41,000)		—		(1,000)		(△5,000)		(2,000)		(7,000)	
委 員 長	議員報酬	同額	100.0	636,000	96.7	同額	100.0	658,000	103.5	同額	100.0	659,000	100.2	655,000	99.4	658,000	100.5	664,000	100.9
	(前額差額)	—		(△22,000)		—		(22,000)		—		(1,000)		(△4,000)		(3,000)		(6,000)	
副委員長	議員報酬	同額	100.0	613,000	97.6	同額	100.0	628,000	102.4	同額	100.0	629,000	100.2	625,000	99.4	628,000	100.5	634,000	101.0
	(前額差額)	—		(△15,000)		—		(15,000)		—		(1,000)		(△4,000)		(3,000)		(6,000)	
議 員	議員報酬	同額	100.0	586,000	98.0	同額	100.0	598,000	102.0	同額	100.0	599,000	100.2	596,000	99.5	598,000	100.3	603,000	100.8
	(前額差額)	—		(△12,000)		—		(12,000)		—		(1,000)		(△3,000)		(2,000)		(5,000)	

23区特別職等の期末手当支給月数

(令和7年6月1日現在世田谷区調べ)

	区分	区長		副区長		教育長		議員等		備考
		支給月数	順位	支給月数	順位	支給月数	順位	支給月数	順位	
1	千代田	4.20	2	4.20	2	4.20	2	4.20	5	
2	中央	3.75	17	3.75	16	3.75	16	3.75	16	
3	港	4.20	2	4.20	2	4.20	2	4.20	5	
4	新宿	3.30	22	3.30	22	3.30	22	3.30	23	
5	文京	3.60	20	3.60	19	3.60	19	3.50	22	
6	台東	4.10	5	4.10	4	4.10	4	4.10	7	
7	墨田	3.88	13	3.88	13	3.88	13	3.88	14	
8	江東	3.66	19	3.66	18	3.66	18	3.66	21	
9	品川	3.73	18	3.73	17	3.73	17	3.73	19	
10	目黒	3.80	16	3.80	15	3.80	15	3.75	16	
11	大田	3.99	9	3.99	9	3.99	9	4.22	3	
12	世田谷	4.10	5	4.10	4	4.10	4	4.10	7	
13	渋谷	4.10	5	4.10	4	4.10	4	4.30	1	
14	中野	3.94	11	3.94	11	3.94	11	4.22	3	
15	杉並	4.23	1	4.23	1	4.23	1	3.98	11	
16	豊島	4.20	2	4.10	4	4.10	4	4.05	9	
17	北	3.95	10	3.95	10	3.95	10	3.95	12	
18	荒川	4.10	5	4.10	4	4.10	4	4.28	2	
19	板橋	3.85	15	3.85	14	3.85	14	3.85	15	
20	練馬	3.55	21	3.55	21	3.55	21	3.70	20	
21	足立	2.99	23	2.99	23	2.99	23	4.00	10	
22	葛飾	3.92	12	3.92	12	3.92	12	3.92	13	
23	江戸川	3.88	13	3.57	20	3.57	20	3.75	16	
	平均	3.87		3.85		3.85		3.93		

【計算式】

区長・副区長・教育長〔(給料月額+地域手当)×120/100+給料月額×25/100〕×支給月数
 議員〔報酬月額×145/100〕×支給月数

令和7年度目黒区一般会計歳入・歳出予算

(1) 歳入 (款別)

款	R6年度当初 B	構成比
1 特別区税	49,130,179	37.8
2 地方譲与税	425,952	0.3
3 利子割交付金	183,200	0.1
4 配当割交付金	1,084,600	0.8
5 株式等譲渡所得割交付金	1,120,900	0.9
6 地方消費税交付金	7,150,300	5.5
7 環境性能割交付金	118,000	0.1
8 地方特例交付金	1,297,500	1.0
9 特別区交付金	19,500,000	15.0
10 交通安全対策特別交付金	25,800	0.0
11 分担金及び負担金	1,355,949	1.0
12 使用料及び手数料	2,409,964	1.9
13 国庫支出金	19,083,953	14.7
14 都支出金	14,494,434	11.1
15 財産収入	206,760	0.2
16 寄附金	7,014	0.0
17 繰入金	7,628,499	5.9
18 繰越金	2,000,000	1.5
19 諸収入	1,751,506	1.3
20 特別区債	1,047,000	0.8
計	130,021,510	100.0

(2) 歳出 (款別)

款	R6年度当初 B	構成比
1 議会費	731,883	0.6
2 総務費	11,991,476	9.2
3 区民生活費	14,143,899	10.9
4 健康福祉費	63,197,075	48.6
5 産業経済費	905,665	0.7
6 都市整備費	12,165,583	9.4
7 環境清掃費	5,234,198	4.0
8 教育費	19,302,318	14.8
9 公債費	1,112,854	0.9
10 諸支出金	1,036,559	0.8
11 予備費	200,000	0.2
計	130,021,510	100.0

R7年度当初 B	構成比	比較増減 (B-A)	増減率
52,246,197	36.7	3,116,018	6.3
427,352	0.3	1,400	0.3
611,000	0.4	427,800	233.5
1,493,500	1.0	408,900	37.7
1,818,300	1.3	697,400	62.2
7,754,000	5.4	603,700	8.4
153,400	0.1	35,400	30.0
73,500	0.1	△ 1,224,000	△ 94.3
20,200,000	14.2	700,000	3.6
28,900	0.0	3,100	12.0
1,366,552	1.0	10,603	0.8
2,433,033	1.7	23,069	1.0
24,482,187	17.2	5,398,234	28.3
15,009,227	10.5	514,793	3.6
272,309	0.2	65,549	31.7
7,015	0.0	1	0.0
5,189,593	3.6	△ 2,438,906	△ 32.0
2,000,000	1.4	0	0.0
1,955,295	1.4	203,789	11.6
4,819,000	3.4	3,772,000	360.3
142,340,360	100.0	12,318,850	9.5

R7年度当初 B	構成比	比較増減 (B-A)	増減率
750,543	0.5	18,660	2.5
14,523,786	10.2	2,532,310	21.1
13,108,971	9.2	△ 1,034,928	△ 7.3
67,174,733	47.2	3,977,658	6.3
880,787	0.6	△ 24,878	△ 2.7
14,933,830	10.5	2,768,247	22.8
5,526,894	3.9	292,696	5.6
23,028,340	16.2	3,726,022	19.3
1,145,043	0.8	32,189	2.9
1,067,433	0.7	30,874	3.0
200,000	0.1	0	0.0
142,340,360	100.0	12,318,850	9.5

(単位: 千円 %)

R7年度補正 C	構成比	比較増減 (C-A)	増減率
52,246,197	35.8	3,116,018	6.3
427,352	0.3	1,400	0.3
611,000	0.4	427,800	233.5
1,493,500	1.0	408,900	37.7
1,818,300	1.2	697,400	62.2
7,754,000	5.3	603,700	8.4
153,400	0.1	35,400	30.0
73,500	0.1	△ 1,224,000	△ 94.3
20,200,000	13.8	700,000	3.6
28,900	0.0	3,100	12.0
1,366,552	0.9	10,603	0.8
2,484,355	1.7	74,391	3.1
24,847,516	17.0	5,763,563	30.2
15,547,539	10.6	1,053,105	7.3
290,969	0.2	84,209	40.7
8,446	0.0	1,432	20.4
5,273,257	3.6	△ 2,355,242	△ 30.9
4,681,485	3.2	2,681,485	134.1
1,973,291	1.4	221,785	12.7
4,819,000	3.3	3,772,000	360.3
146,098,559	100.0	16,077,049	12.4

(単位: 千円 %)

R7年度補正 C	構成比	比較増減 (C-A)	増減率
747,106	0.5	15,223	2.1
14,880,755	10.2	2,889,279	24.1
13,232,648	9.1	△ 911,251	△ 6.4
68,929,226	47.2	5,732,151	9.1
899,298	0.6	△ 6,367	△ 0.7
14,974,552	10.2	2,808,969	23.1
5,475,832	3.7	241,634	4.6
23,205,923	15.9	3,903,605	20.2
1,145,043	0.8	32,189	2.9
2,408,176	1.6	1,371,617	132.3
200,000	0.1	0	0.0
146,098,559	100.0	16,077,049	12.4

*R7年度補正は補正2号後予算

*比較増減・増減率は対R6年度当初比

令和6年度～令和8年度の収支(見通し)

令和7年10月23日現在

(単位:億円)

			令和6年度 (決算)	令和7年度 (当初)		令和8年度 (R7.9予算編成事務処理方針)	
			金額	金額	増減額	金額	増減額
歳入	一般 財源	特別区税	528.2	522.5	△ 5.7	551.5	29.0
		特別区交付金	223.7	202.0	△ 21.7	205.3	3.3
		その他一般財源	207.3	169.1	△ 38.2	216.6	47.5
	特定 財源	特別区債	0.0	48.2	48.2	49.5	1.3
		その他特定財源	417.9	481.6	63.7	489.0	7.4
	歳入合計		1,377.1	1,423.4	46.3	1,511.9	88.5
歳出	人件費		221.9	221.0	△ 0.9	233.6	12.6
	実施計画事業		99.2	193.9	94.7	261.4	67.5
	その他		1,002.7	1,008.5	5.8	1,016.9	8.4
	歳出合計		1,323.8	1,423.4	99.6	1,511.9	88.5
収支状況(歳入合計－歳出合計)			53.3	0		0	

(注1)各項目ごとに四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

令和8年度財政収支見通し (R7.9.3 令和8年度予算編成事務処理方針(抜粋))

令和6年度決算は、特別区税が雇用・所得環境の改善などから過去最高額を更新するなど、歳入一般財源としては、前年度比56億円の増となった。

令和8年度は、歳入面では、特別区税や特別区交付金は、おおむね引き続き堅調に推移するものと見込まれるが、米国の通商政策の影響等により景気が下振れした場合には一気に減収に転じるリスクがある。また、ふるさと納税の影響による区税収入の減収影響が拡大の一途をたどっている。さらに、国による税制改正の動き(ガソリン税暫定税率の議論、住民税利子割の制度見直し)が報じられており、歳入の増を前提とした予算編成はできない。

歳出面では、引き続き、子育て施策の拡充に伴う経常的経費の増加と高齢化の進展による社会保障経費の増加が見込まれる。今後、区有施設の更新に数千億円レベルでの財源不足が見込まれており、将来世代に負担を先送りすることのないよう、歳出の削減に取り組み、基金の確保を進める必要がある。こうした中でも、物価高騰への対応については、しっかりと取り組んでいくこととする。

なお、現段階で見込み得る範囲の情報をもとに令和8年度の歳入・歳出について仮の見込みを立てたところ、「歳入の範囲で歳出をまかなうこと」はできず、多額の財政調整基金の取崩を行わざるを得ない見込みである。これは、「歳入の増加」を上回って「歳出の増加」が見込まれるためである。こうした状況が続けば、いずれ、区の基金は枯渇せざるを得ない。

以上のことから今後の財政収支は、予断を許さない状況が続くものと見込まれる。

特別職報酬等審議会 資料 3（関係条例等）

- 目黒区特別職報酬等審議会条例 1
- 目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 3
- 目黒区長等の給料等に関する条例 7
- 目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例 9

令和 7 年 1 0 月

○目黒区特別職報酬等審議会条例（昭和39年7月目黒区条例第47号）

最終改正 平成27年3月10日 条例第14号

目黒区特別職報酬等審議会条例

（設置）

第1条 区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について、区長の諮問に応じて審議するため、区長の付属機関として、目黒区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（意見の聴取等）

第2条 区長は、報酬等の額に関する条例を区議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

2 審議会は、前項の規定により意見を求められたときは、すみやかに会議を開き、答申しなければならない。

（組織）

第3条 審議会は、区の区域内の公共的団体等の代表者その他区民のうちから区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長）

第5条 審議会に会長をおく。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

（招集）

第6条 審議会は、会長が招集する。

（定足数及び表決数）

第7条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則（平成２７年３月１０日条例第１４号抄）

１ この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

５ 改正法附則第２条第１項の場合においては、第４条の規定による改正後の目黒区特別職報酬等審議会条例第１条の規定は適用せず、第４条の規定による改正前の目黒区特別職報酬等審議会条例第１条の規定は、なおその効力を有する。

○目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(昭和32年3月 目黒区条例第3号)

最終改正 令和6年12月6日 条例第40号

目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

東京都目黒区議会議員報酬および費用弁償条例（昭和31年4月東京都目黒区条例第4号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬の額は、別表のとおりとする。

(議員報酬の減額)

第2条の2 議長、副議長、委員長及び副委員長（以下「議長等」という。）並びに議員が、1年を超えて連続して本会議及び委員会（以下「会議」という。）を欠席したときは、前条の規定にかかわらず、当該議長等及び議員の議員報酬を減額して支給する。

2 前項の規定により減額して支給する議員報酬の額は、別表に定める議員報酬月額から、その額に100分の20を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

3 第1項の規定による議員報酬の減額は、最初に会議を欠席した日から1年を経過した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から会議への出席を再開した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで（第8条において「議員報酬減額期間」という。）とする。

(議員報酬の支給方法)

第3条 議員報酬は、議長等にあつてはその選挙され、又は選任された当月分から、議員にあつては就職した当月分から、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により、その職を離れた当月分までを支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。

(月の中途に就職し、又は退職した場合の議員報酬の支給方法)

第4条 議長等（予算又は決算を審査するため設置された委員会の委員長及び副委員長を除く。以下この条において同じ。）及び議員が、月の中途において、その職に就いた場合又はその職を離れた場合（死亡によりその職を離れた場合を除く。）のその当月分の議員報酬は、前条本文の規定にかかわらず、その職のその月における在職日数に応じて支給する。この場合において、議長等が、その職を離れ、その日に再び議長等に就いた場合のその日は、その離れた職に対する議員報酬の額と新たに就いた職に対する議員報酬の額とが、同じであるときは新たな職に、差があるときはその額の多い方の職にあるものとする。

（議員報酬の支給期日）

第5条 議員報酬の支給期日は、職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）の適用を受ける職員の例による。

（費用弁償）

第6条 議員（議長等を含む。以下この条及び次条において同じ。）が招集に応じ、若しくは委員会に出席し、又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席し、又は公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、日額旅費として、2,000円を支給する。

3 前項で定めるもののほか、議員が公務のため旅行したときに支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、目黒区副区長相当額とする。ただし、議長又は副議長が区議会を代表する場合は、目黒区長相当額とする。

4 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第3号）の適用を受ける職員の例による。

（期末手当）

第7条 議員で、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前1月以内に、退職し、失職し、又は死亡した議員（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつ

ては、退職、失職又は死亡の日現在)において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に100分の187.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6月	100分の100
3月以上6月未満	100分の60
3月未満	100分の30

3 期末手当の支給方法は、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

(期末手当の減額)

第8条 議員報酬減額期間内に基準日がある場合の当該基準日に係る期末手当の額は、前条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による期末手当の額から、その額に100分の20を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を減じた額とする。

(適用除外)

第9条 議長等及び議員が次の各号のいずれかに掲げる事由により会議を欠席した期間は、第2条の2第1項に規定する会議の欠席に含まないものとする。

(1) 出産

(2) 公務上の災害

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となったこと。

(4) その他議長がやむを得ないと認める事由

付 則 (令和6年12月6日条例第40号)

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

別表(第2条関係)

職名	議員報酬月額
議長	913,000円
副議長	798,000円

委員長	6 6 4, 0 0 0 円
副委員長	6 3 4, 0 0 0 円
議員	6 0 3, 0 0 0 円

○目黒区長等の給料等に関する条例（昭和30年12月目黒区条例第8号）

最終改正 令和6年12月6日 条例第40号

目黒区長等の給料等に関する条例

東京都目黒区長助役及び収入役の給料諸手当及び旅費条例（昭和22年6月東京都目黒区条例第7号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、目黒区長及び副区長（以下「区長等」という。）の給料、旅費及びその他の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（給料の額）

第2条 区長等の給料の額は、別表1による。

（旅費）

第3条 区長等が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、別表2による。

（その他の給与）

第4条 区長等に対しては、給料及び旅費のほか、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

（支給方法等）

第5条 給料の支給方法並びに地域手当及び通勤手当の額及び支給方法は、職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）の適用を受ける職員の例による。

2 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額並びに給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に100分の190を乗じて得た額に、職員の給与に関する条例第26条第2項に規定する規則で定める支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法は、同条例の適用を受ける職員の例による。

3 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第

3号)の適用を受ける職員の例による。

4 退職手当の額及び支給方法は、別に条例で定めるところによる。

付 則 (令和6年12月6日条例第40号)

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

(全部改正〔令和元年条例20号〕)

職名	給料月額
区長	1,068,000円
副区長	854,000円

別表2 (第3条関係)

(一部改正〔平成19年条例1号〕)

職名	旅費の額
区長	国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)中、内閣総理大臣等の内その他の者の相当額
副区長	国家公務員等の旅費に関する法律中、指定職の職務にある者相当額

○目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(昭和31年9月 目黒区条例第24号)

最終改正 令和6年12月6日 条例第40号

目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第4項及び第5項の規定に基づき、目黒区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給料の額)

第2条 教育長の給料の額は、月額747,000円とする。

(旅費)

第3条 教育長が職務のため旅行するときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、目黒区副区長相当額とする。

(その他の給与)

第4条 教育長に対しては、給料及び旅費のほか、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

(支給方法等)

第5条 給料の支給方法並びに地域手当及び通勤手当の額及び支給方法は、職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）の適用を受ける職員の例による。

2 期末手当の額は、目黒区長等の給料等に関する条例（昭和30年12月目黒区条例第8号）第5条第2項の規定の例により、その支給方法は、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

3 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第3号）の適用を受ける職員の例による。

4 退職手当の額及び支給方法は、別に条例で定めるところによる。

(勤務時間等)

第6条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、区職員について定められているものの例による。

付 則 (令和6年12月6日条例第40号)

この条例は、令和7年1月1日から施行する。